

7 運営規程の整備

○基準条例

運営規程に定めるべき項目を追加します。

○対象サービス

居宅介護支援，介護予防支援

○条例の考え方

サービスの質の向上に向けた取組みを自ら行う必要があることから，事故発生時の対応，虐待を防止するための措置に関する事項，成年後見制度の活用支援，苦情解決体制の整備等の重要事項について，あらかじめ運営規程に定めることを義務付けます。

【居宅介護支援条例（案）】

（運営規程）

第21条 指定居宅介護支援事業者は，指定居宅介護支援事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種，員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅介護支援の提供方法，内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 事故発生時における対応方法
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) 成年後見制度の活用支援
- (9) 苦情解決体制の整備
- (10) その他運営に関する重要事項

※運営規程記載例

（事故発生時における対応方法）

- 第〇〇条 事業者は，利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には，速やかに市町村，利用者の家族等に連絡を行うとともに，必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業者は，指定居宅介護支援の提供に伴って，事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には，速やかに損害賠償を行う。
 - 3 事業者は，前項の損害賠償のために，損害賠償責任保険に加入する。

（虐待防止のための措置に関する事項）

第〇〇条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たり、当該事業所及び居宅サービス事業所の従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（成年後見制度の活用支援）

第〇〇条 事業者は、適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。

（苦情解決体制の整備）

第〇〇条 事業者は、指定居宅介護支援の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業者は、提供した指定居宅介護支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第〇〇条 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

《解釈通知（案）》

第2 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

3 運営規程の整備（基準条例第21条）

基準省令解釈通知第二の3の(11)本文は次のとおり読み替え、③の次に次の④の内容を加える。

(11) 運営規程（略）

④ 虐待の防止のための措置に関する事項（同条第7号）

指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について定めること。具体的には、虐待防止責任者の選任、従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画など）等を指すものであること。

8 記録の保存期間を2年から5年へ延長

○基準条例

従業者の勤務記録, 介護給付費等の請求及び受領等の記録についても含め, 保存期間を「2年間」から「5年間」に延長します。

○対象サービス

居宅介護支援, 介護予防支援

○条例の考え方

公費の過払いの場合(不正請求を含まない。)の返還請求の消滅時効は, 地方自治法第236条第1項の規定により5年であることから, 返還請求において特に必要となる記録についても含め, 文書の保存期間を5年間とします。

【居宅介護支援条例(案)】

(勤務体制の確保)

第22条 指定居宅介護支援事業者は, 利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう, 指定居宅介護支援事業所ごとに, 介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定め, その勤務の実績とともに記録しておくなければならない。

《解釈通知(案)》

第2 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

4 勤務体制の確保等(基準条例第22条)

基準省令解釈通知第二の3の(12)の①(なお書きを除く。)は次のとおり読み替え, ③の次に次の④の内容を加える。

① 勤務の体制等の記録(第1項)

指定居宅介護支援事業所ごとに, 原則として月ごとの勤務表を作成し, 介護支援専門員については, 日々の勤務時間, 常勤・非常勤の別, 管理者との兼務関係等を明確にするとともに, 併せて, 月ごとにその勤務の実績とともに記録すること。

(記録の整備)

第32条 指定居宅介護支援事業者は, 従業者, 設備, 備品及び会計に関する諸記録を整備しておくなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は, 利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し, その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第16条第12号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳

- ア 居宅サービス計画
- イ 第16条第7号に規定するアセスメントの結果の記録
- ウ 第16条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録
- (3) 第16条第13号に規定するモニタリングの結果の記録
- (4) 第19条に規定する市町村への通知に係る記録
- (5) 第22条第1項に規定する従業者の勤務の体制等の記録
- (6) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (7) 第30条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
- (8) 法第18条第1号に規定する介護給付及び第13条に規定する利用料等に関する請求及び受領等の記録

《解釈通知（案）》

第2 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

6 記録の整備（基準条例第32条）

基準省令解釈通知第二の3の(19)の次に次の内容を加える。

(20) 記録の整備

利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する各種記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならないとしたものである。ここでいう「完結の日」とは、利用者との契約の終了日又はサービス提供した日ではなく、それぞれの書類ごとにその書類を使わなくなった日とする。利用者との契約が継続している間において、当該利用者に関する全ての記録の保存を求めるものではない。例えば、介護給付費の請求の根拠となるサービス提供の記録は、その記録に対する介護給付費等を請求し、受領した日が「完結の日」となり、その翌日から5年間保存することとなる。

【完結の日について】

「完結の日」とは、「それぞれの書類ごとにその書類を使わなくなった日」です。利用者との契約が継続している間、当該利用者に関する全ての記録の保存を求めるものではありません。

例えば、介護給付費の請求の根拠となるサービス提供の記録は、その記録に対する介護給付費等を請求し、受領した日が「完結の日」となります。

なお、この考え方は、介護保険法に基づく記録について適用され、他の法律等により保存の規定が設けられているものは、その規定に従うこととなります。

9 相談者のプライバシーを確保

○基準条例

利用者や家族など相談者のプライバシーに配慮し、事務室又は区画の形態等を規則において明確にします。

○対象サービス

居宅介護支援、介護予防支援

○条例の考え方

利用者や家族との相談等を行う相談スペースについて、相談者のプライバシーが確保でき、安心していつでも相談できる環境を整備します。

【居宅介護支援条例（案）】

（設備及び備品等）

第23条 指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの規則で定める基準を満たした事務室又は区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

【規則（案）】

（事務室又は区画）

第3条 条例第23条に規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれをも満たすものとする。

- (1) 利用者から相談を受け、サービス担当者会議を開催するため等に適切なスペースを確保すること。
- (2) 第三者からの視線が遮断されるなど、相談者のプライバシーが十分に確保されていること。
- (3) 相談者が、他の事業所の専用スペースを通らず直接出入りできること。

《解釈通知（案）》

第2 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

5 相談者のプライバシーを確保（基準条例第23条）

基準省令解釈通知第二の3の(13)の②は次のとおり読み替える。

② 事務室又は区画

規則第3条第1項の「利用者から相談を受け、サービス担当者会議を開催するため等に適切なスペース」については、業務に支障がない場合は、他の事業との共用であっても差し支えないこと。

規則第3条第3項の「他の事業所の専用スペース」とは、指定通所介護事業所における機能訓練室など、専ら他の事業所の利用者が使用するスペースをいう。

3 岡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（案）

（凡例）

従うべき基準・・・灰色のマーカ―

標準・・・・・・・・・囲み文字

参酌すべき基準・・・記号なし

旧	新
<p>1 岡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第85号）</p> <p>（指定居宅サービスの事業の一般原則）</p> <p>第3条 法第70条第2項第1項の条例で定める者は、法人とする。ただし、病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項の病院をいう。以下同じ。）、診療所（同条第2項の診療所をいう。以下同じ。）若しくは薬局（薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第11項の薬局をいう。以下同じ。）により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては、この限りでない。</p> <p>6 指定居宅サービス事業者は、地域包括支援センターから求めがあつた場合には、地域ケア会議に参加するよう努めなければならない。</p> <p>（心身の状況等の把握）</p> <p>第13条 指定訪問介護事業所は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定居宅介護支援等の事業の人員</p>	<p>1 岡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第85号）</p> <p>（指定居宅サービスの事業の一般原則）</p> <p>第3条 法第70条第2項第1項の条例で定める者は、法人とする。ただし、病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項の病院をいう。以下同じ。）、診療所（同条第2項の診療所をいう。以下同じ。）若しくは薬局（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第12項の薬局をいう。以下同じ。）により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては、この限りでない。</p> <p>6 指定居宅サービス事業者は、地域包括支援センターから求めがあつた場合には、地域ケア会議に参加し、又は地域包括支援センターの行う包括的支援事業その他の事業に協力するものとする。</p> <p>（心身の状況等の把握）</p> <p>第13条 指定訪問介護事業所は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（岡山市指定居宅介護支援等の事業</p>

<p><u>及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第13条第9号</u>に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>2 岡山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第86号）</p> <p>（指定地域密着型サービスの事業の一般原則）</p> <p>第3条</p> <p>7 指定地域密着型サービス事業者は、地域包括支援センターから求めがった場合には、地域ケア会議に<u>参加しよう努めなければならない</u>。</p> <p>（心身の状況等の把握）</p> <p>第14条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（<u>指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第13条第9号</u>に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章及び第69条において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p>	<p><u>の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年岡山市条例第 号）第16条第9号</u>に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>2 岡山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第86号）</p> <p>（指定地域密着型サービスの事業の一般原則）</p> <p>第3条</p> <p>7 指定地域密着型サービス事業者は、地域包括支援センターから求めがった場合には、地域ケア会議に<u>参加し、又は地域包括支援センターの行う包括的支援事業その他の事業に協力するものとする</u>。</p> <p>（心身の状況等の把握）</p> <p>第14条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（<u>岡山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年市条例第 号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。）第16条第9号</u>に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章及び第69条において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p>
--	---

<p>(居宅サービス計画の作成)</p> <p>第95条</p> <p>2 介護支援専門員は、前項に規定する居宅サービス計画の作成に当たっては、<u>指定居宅介護支援等基準第13条各号</u>に掲げる具体的取扱方針に沿って行うものとする。</p> <p>3 岡山市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第87号）</p> <p>(基本方針)</p> <p>第4条</p> <p>4 指定介護老人福祉施設は、地域包括支援センターから求めがあった場合には、地域ケア会議に<u>参加するよう努めなければならない。</u></p> <p>4 岡山市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年市条例第88号）</p> <p>(基本方針)</p> <p>第4条</p> <p>4 介護老人保健施設は、地域包括支援センターから求めがあった場合には、地域ケア会</p>	<p>(居宅サービス計画の作成)</p> <p>第95条</p> <p>2 介護支援専門員は、前項に規定する居宅サービス計画の作成に当たっては、<u>指定居宅介護支援等基準条例第16条各号</u>に掲げる具体的取扱方針に沿って行うものとする。</p> <p>3 岡山市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第87号）</p> <p>(基本方針)</p> <p>第4条</p> <p>4 指定介護老人福祉施設は、地域包括支援センターから求めがあった場合には、地域ケア会議に<u>参加し、又は地域包括支援センターの行う包括的支援事業その他の事業に協力するものとする。</u></p> <p>4 岡山市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年市条例第88号）</p> <p>(基本方針)</p> <p>第4条</p> <p>4 介護老人保健施設は、地域包括支援センターから求めがあった場合には、地域ケア会</p>
---	---

<p>議に<u>参加するよう努めなければならない。</u></p> <p>5 岡山市指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年市条例第89号）</p> <p>（基本方針）</p> <p>第4条</p> <p>4 指定介護療養型医療施設は，地域包括支援センターから求めがった場合には，地域ケア会議に<u>参加するよう努めなければならない。</u></p> <p>（診療の方針）</p> <p>第20条</p> <p>(6) 基準省令第16条第6号に規定する平成12年厚生省告示第125号により厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入院患者に施用し，又は処方してはならないこと。ただし，<u>薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第16項</u>に規定する治験に係る診療において，当該治験の対象とされる薬物を使用する場合には，この限りでない。</p> <p>6 岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基</p>	<p>議に<u>参加し，又は地域包括支援センターの行う包括的支援事業その他の事業に協力するものとする。</u></p> <p>5 岡山市指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年市条例第89号）</p> <p>（基本方針）</p> <p>第4条</p> <p>4 指定介護療養型医療施設は，地域包括支援センターから求めがった場合には，地域ケア会議に<u>参加し，又は地域包括支援センターの行う包括的支援事業その他の事業に協力するものとする。</u></p> <p>（診療の方針）</p> <p>第20条</p> <p>(6) 基準省令第16条第6号に規定する平成12年厚生省告示第125号により厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入院患者に施用し，又は処方してはならないこと。ただし，<u>医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第17項</u>に規定する治験に係る診療において，当該治験の対象とされる薬物を使用する場合には，この限りでない。</p> <p>6 岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基</p>
---	---

準等を定める条例（平成24年市条例第90号）

（指定介護予防サービスの事業の一般原則）

第3条 法第115条の2第2項第1項の条例で定める者は、法人とする。ただし、病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項の病院をいう。以下同じ。）、診療所（同条第2項の診療所をいう。以下同じ。）若しくは薬局（薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第11項の薬局をいう。以下同じ。）により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては、この限りでない。

6 指定介護予防サービス事業者は、地域包括支援センターから求めがった場合には、地域ケア会議に参加するよう努めなければならない。

（心身の状況等の把握）

第13条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

準等を定める条例（平成24年市条例第90号）

（指定介護予防サービスの事業の一般原則）

第3条 法第115条の2第2項第1項の条例で定める者は、法人とする。ただし、病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項の病院をいう。以下同じ。）、診療所（同条第2項の診療所をいう。以下同じ。）若しくは薬局（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第12項の薬局をいう。以下同じ。）により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては、この限りでない。

6 指定介護予防サービス事業者は、地域包括支援センターから求めがった場合には、地域ケア会議に参加し、又は地域包括支援センターの行う包括的支援事業その他の事業に協力するものとする。

（心身の状況等の把握）

第13条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（岡山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年市条例第 号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。）第33条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

<p>(指定介護予防訪問介護の提供に当たっての留意点)</p> <p>第42条</p> <p>(1) 指定介護予防訪問介護事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント (<u>指定介護予防支援基準第30条第7号</u>に規定するアセスメントをいう。以下同じ。) において把握された課題、指定介護予防訪問介護の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効果的かつ柔軟なサービス提供に努めること。</p> <p>7 岡山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 (平成24年市条例第91号)</p>	<p>(指定介護予防訪問介護の提供に当たっての留意点)</p> <p>第42条</p> <p>(1) 指定介護予防訪問介護事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント (<u>指定介護予防支援基準条例第33条第7号</u>に規定するアセスメントをいう。以下同じ。) において把握された課題、指定介護予防訪問介護の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効果的かつ柔軟なサービス提供に努めること。</p> <p>7 岡山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 (平成24年市条例第91号)</p>
<p>(指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則)</p> <p>第3条</p> <p>6 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、地域包括支援センターから求めがあった場合には、地域ケア会議に<u>参加するよう努めなければならない。</u></p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第16条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議 (<u>指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成18年厚生省令第37</u></p>	<p>(指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則)</p> <p>第3条</p> <p>6 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、地域包括支援センターから求めがあった場合には、地域ケア会議に<u>参加し、又は地域包括支援センターの行う包括的支援事業その他の事業に協力するものとする。</u></p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第16条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議 (<u>岡山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 (平成2</u></p>

号。以下「指定介護予防支援等基準」という。)第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章において同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第68条

(2) 介護支援専門員は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防支援等基準第30条各号に掲げる具体的取扱方針及び指定介護予防支援等基準第31条各号に掲げる留意点に沿って、指定介護予防サービス等の利用に係る計画を作成すること。

6年市条例第 号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。)第33条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章において同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第68条

(2) 介護支援専門員は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防支援等基準条例第33条各号に掲げる具体的取扱方針及び指定介護予防支援等基準条例第34条各号に掲げる留意点に沿って、指定介護予防サービス等の利用に係る計画を作成すること。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第1条中岡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第3条第1項の改正規定、第5条中岡山市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第20条第6号の改正規定並びに第6条中岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第3条第1項の改正規定は、この条例の公布の日又は薬事法等の一部を改正する法律(平成25年法律第84号)の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

岡山市介護保険事故報告事務取扱要綱

平成25年12月17日決定

(趣旨)

- 1 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づくサービスの提供中に事故が発生した場合における事業者及び施設（以下「事業者等」という。）からの本市への報告は、この要綱の定めるところによるものとする。

(適用)

- 2 この要綱は、介護保険法に基づくサービスを提供する事業者等であって、その事業所の所在地が本市であるもの及びその事業所の所在地が本市以外であって、利用者の保険者が本市であるものについて適用する。

(報告先)

- 3 報告先は、別表介護保険事故報告先に定める事業所の所在地に応じた保健福祉局所管課（以下「所管課」という。）とする。

(報告対象事故の範囲)

- 4 事業者等が所管課に報告する必要がある事故は、次のとおりとし、事業者等又は利用者の過失の有無は問わない。

(1) 次に掲げるサービス提供中の利用者に係る事故

ア 死亡事故 事故による死亡及び自殺。病気による死亡等は報告の対象外とする。
ただし、死因等に疑義が生じる可能性があるとき等、トラブルになるおそれのある場合は報告の対象とする。

イ 負傷事故、誤嚥事故及び異食事故 通院入院を問わず医師の診察を受けた事故(施設サービスの場合は、配置医師(嘱託医師)の診察を含み、診療報酬の発生の有無を問わない)

ウ 誤薬事故 違う薬の与薬、時間又は量の誤り及び与薬もれ等の事故。施設内又は外部の医療機関の医師の判断に基づく指示を受けた場合は、その内容を併せて報告するものとする。

エ 失踪事故 利用者の所在が不明となり、事業所、施設等の敷地内を探したが見つからない事故(警察への通報の有無を問わない)。事業所、施設等の敷地内で捜索開始後すぐに見つかった場合は報告の対象外とする。

オ 交通事故 送迎中、通院介助中若しくは外出介助中の車両に利用者が乗車していたときの事故又は利用者が屋外で車両等と接触した事故

(注)「サービス提供中」とは、送迎、通院、外出介護を含むサービスを提供している時間すべてをいう。

(2) 施設、事業所における感染防止の観点から対策が必要な疾患であって、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に対する法律（平成10年法律第114号）第6条に定める感染症、食中毒又は疥癬の発生が認められた事故

(3) 介護サービスに関わる従業者等の不祥事（利用者の保有する金品の横領・窃盗・損壊・焼失、個人情報等の紛失・流出等をいう）、高齢者の虐待若しくはそれが疑われる事例、外部者の犯罪、火災・震災・風水害等の災害等が発生した場合で、利用者の処遇に影響のある事故

(4) その他利用者又は家族から苦情が出ている場合等所管課が報告する必要があると認める事故

(第1報)

5 事業者等は、報告対象となる事故等が発生した場合、別添の報告様式第1報「介護保険事業者・事故報告書」により、速やかに（遅くとも3日以内に）第1報を報告するものとする。

(第2報)

6 事業者等は、第1報の報告後、おおむね1か月以内に、別添の報告様式第2報「介護保険事業者・事故報告書」により、報告するものとする。第2報は、本人の状態・事故の原因を分析し、第1報後の対応・経過及び事故の原因・再発防止に関する今後の対応・方針を記入し、報告するものとする。再発防止に関しては、法人又は事業所内で協議した内容を記入するものとする。

(第2報後の報告)

7 事業者等は、第2報の報告時点で当該事故が完結していない場合には、その時点での進捗状況や完結の見込み等を今後の対応・方針欄に記載し、報告するものとする。事故処理が長期化する場合は、適宜、途中経過を報告するとともに、事故処理が完了した時点で最終報告書（様式任意）を報告するものとする。

(資料の提出)

8 事業者等は、所管課から求められた資料を提出するものとする。

(死亡報告)

9 利用者が、事故による負傷等が原因で、後日死亡した場合は、事業者は速やかに報告書（様式任意）を提出するものとする。

(所管課の対応)

10 所管課は、報告を受けた場合は、必要に応じて事業者への調査及び指導を行い、利用者に対して事実確認を行う。

11 所管課は、事故報告を取りまとめ、必要に応じて事業者への調査及び指導を行うこと等により事故防止を徹底するものとする。

12 所管課は、事業者が条例又は指定基準等の法令に違反し、次の各号のいずれかに該当するときは、事業所名及び事故内容について公表することができるものとする。

(1) 事業者が事故発生を隠匿していた場合

(2) 事業者が事故の再発防止策に取り組まない場合

(3) その他利用者保護のため、所管課が必要と認めた場合

附 則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

別表

介護保険事故報告先

事業所の所在地	保険者	保健福祉局所管課
岡山市内	岡山市・岡山市以外	事業者指導課
岡山市外	岡山市	介護保険課

岡山市長 様

介護保険事業者・事故報告書

第1報（発生後3日以内）

事業所番号			サービス種類		
名称					
所在地					
報告者	職名	氏名	電話	()	
被保険者番号			氏名	男・女	
生年月日	明・大・昭 年 月 日 (歳)	要介護度	要支援 ()・要介護 ()		
発生日時	平成 年 月 日 ()		午前・午後	時 分	頃 発生・発見
発生場所	居室 食堂 デイルーム 機能訓練室 廊下/ホール トイレ 風呂/脱衣所 屋外 不明 その他 ()				
事故時の状況	移動中 移乗 立ち上がり 座位 臥床 食事中 その他 ()				
種別	転倒 転落 誤嚥/異食 誤薬 失踪 交通事故 感染症等 () その他 ()				
事故結果 *最も症状の重いもの	1回受診 通院 入院 死亡				
	骨折 打撲/捻挫 切傷/擦過傷 感染症 肺炎/窒息 様子観察 その他 ()				
自立度	自立 J () A () B () C ()	認知症度	自立 I II () III () IV M		
事故の概要 (経緯や対応、介護者の有無、関係機関への連絡状況等を時系列で記入すること)			報告先	報告・説明日時	
			看護師	/ :	
			医師	/ :	
			管理者	/ :	
			家族：続柄 ()	/ :	
			担当ケアマネ	/ :	
			保険者	/ :	

※介護サービス提供中に事故が発生した場合に、この報告書を所管課に提出してください。

岡山市 地域包括支援センター



「このまちで いつまでも元気に暮らしたい」
そんなあなたを応援します。

•どんな福祉サービスがあるの？
•介護保険を利用したいけどどうしたらいいの？

家族がいないので、この先の
生活やお金の管理が心配

いまの健康を維持したい

近所のおばあさんがゴミの
始末に困っているみたい

訪問販売にたびたび
来られて困ってしまう

近所のおじいさんが
虐待を受けているようだ

•離れて暮らす両親のことが心配
•どこに相談していいのかわからない

•最近つまずきやすくなったなあ
•転ばないように手すりを付けてもらいたい

高齢者に関する様々なご相談をお受けしております。

設置・運営は岡山市が(株)岡山市ふれあい公社に委託しています。

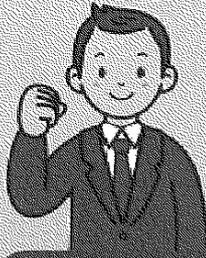
発行：岡山市／岡山市地域包括支援センター

地域包括支援センターは、

地域で暮らす高齢者のみなさんを保健・医療・福祉・介護などさまざまな面から総合的に支える機関です。



保健師・看護師



社会福祉士

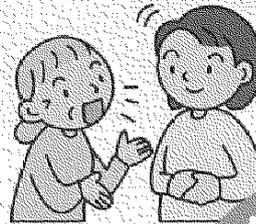


主任ケアマネジャー等

私たちが皆さんの
ご相談をお受けします。

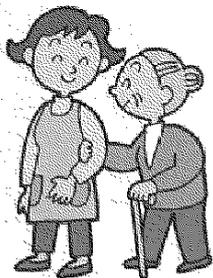
高齢者よろず相談窓口です。

- 介護に関すること、健康づくりに関することなどお気軽にご相談下さい。
- 必要なサービスや制度の紹介などをいたします。状況に応じて、医療機関や町内会、安全・安心ネットワーク、民生委員など、専門機関や地域の方々とともに、安心してその人らしく生活を続けられるよう支援します。



地域包括支
こんな仕事を

地域での介護予防活動を応援します。

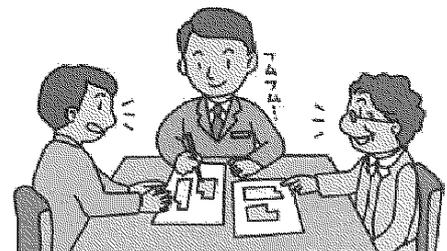


介護予防教室の開催

「できるだけ要介護状態にならない」
「悪化しない」を目標に、介護予防教室を通じ、
みなさんの介護予防のお手伝いをしています。

介護予防ケアプランの作成

生活機能が低下している方や、介護認定が
要支援1・要支援2の方のケアプランを作成し、
自立に向けた介護予防サービス利用を支援し
ます。



高齢者が暮らしやすい地域づくりに取り組みます。

住民の方々と共に、地域が抱える高齢者に関する問題を共有、地域福祉の情報を集約し、課題解決に向けて専門職や行政機関と連携のもと住民主体で話し合う場
=「**小地域ケア会議**」の立ち上げ・運営を支援しています。



受センターは
しています。

認知症になっても、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、認知症の方を地域で支えるまちづくりを目指し、「**認知症サポーター養成講座**」を開催しています。

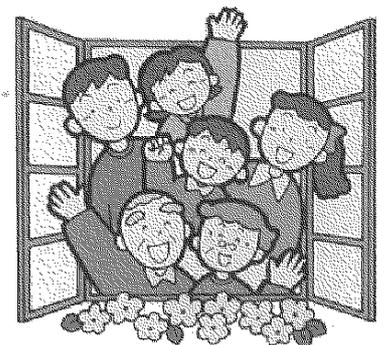
みなさんの権利を守ります。



- 財産の管理に関すること、高齢者の虐待の早期発見や防止に関する事など、高齢者を守ります。
- 成年後見制度の紹介や、消費者被害防止のため弁護士などの専門家とも連携をとりながら支援します。

こんな活動もしています!

- ▶ 高齢者の実態把握調査
- ▶ 要支援・要介護状態となるおそれのある高齢者の把握調査
- ▶ 介護保険、各種保健・福祉サービスの説明や申請代行など

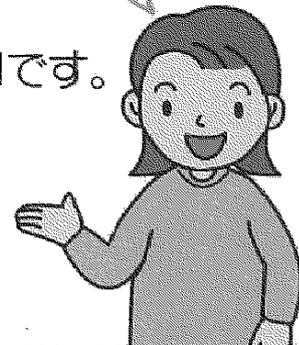


高齢者の総合相談窓口

相談は無料です

お気軽にご相談ください。

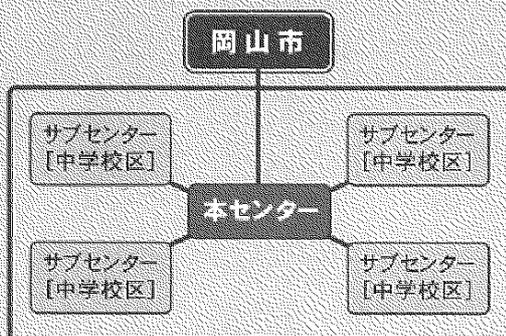
- 地域包括支援センターは公的な相談窓口です。
- 知り得た情報・秘密は厳守いたします。
- 来所だけでなく、電話や自宅にお伺いしてご相談をお受けいたします。



地域包括支援センターは、どこにあるの？

地域包括支援センターは下記の各福祉事務所所管区域にあり、より身近な相談窓口となるよう、小学校区ごとに地区担当職員を配置しています。また、出先機関として中学校区ごとに「サブセンター」を設置しています。

本センター	所在地	電話番号
岡山市北区中央 地域包括支援センター	北区鹿田町一丁目1-1 (岡山市保健福祉会館内)	086-224-8755
岡山市北区北 地域包括支援センター	北区谷万成二丁目6-33 (北ふれあいセンター内)	086-251-6523
御津分室	北区御津金川1020番地 (岡山市北区役所御津支所内)	0867-24-4611
岡山市中区 地域包括支援センター	中区桑野715-2 (岡山ふれあいセンター内)	086-274-5172
岡山市東区 地域包括支援センター	東区西大寺中二丁目16-33 (西大寺ふれあいセンター内)	086-944-1866
岡山市南区西 地域包括支援センター	南区妹尾880-1 (西ふれあいセンター内)	086-281-9681
岡山市南区南 地域包括支援センター	南区福田690-1 (南ふれあいセンター内)	086-261-7301



お近くの地域包括支援センター/サブセンターは、

【受付時間】 月～金曜日 午前9時～午後5時(祝日・年末年始を除く)
※ 緊急の場合は、時間外でも電話対応いたします。

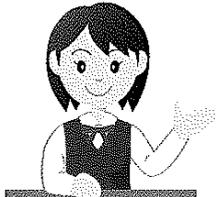
担当課 高齢者福祉課 Tel. 803-1230 介護保険課 Tel. 803-1240～43

(平成23年4月現在)

ぎゃくたい

防ごう!! 高齢者虐待

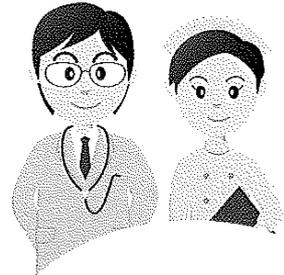
安心して暮らせる岡山市をつくろう!!



地域包括支援センター

身体的虐待

暴力をふるう
閉じ込める
縛りつけるなど



経済的虐待

財産や年金を勝手に使う
高齢者に使わせないなど

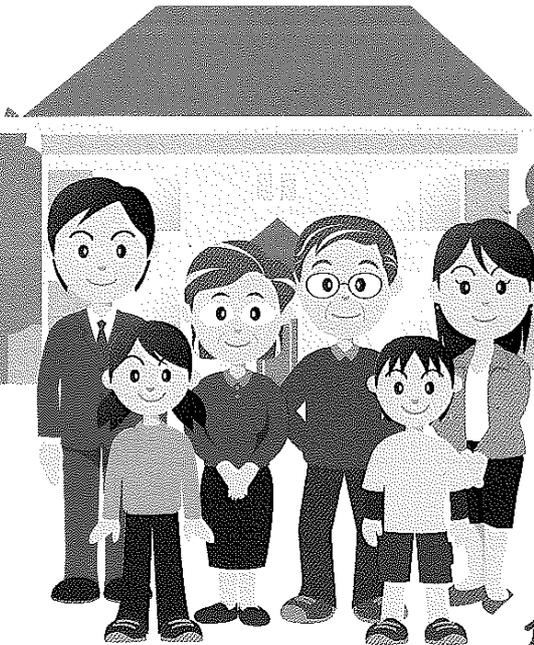
心理的虐待

言葉や態度で
精神的苦痛をあたえる
など



性的虐待

下半身を裸にして放置する
本人が嫌がる性的な行為や
その強要など



介護・世話の放棄・放任

介護や世話をしない
または、出来ていないなど



このようなことが虐待にあたります

発行：岡山市 / 岡山市地域包括支援センター

高齢者虐待 早わかりQ&A

知ってください 高齢者虐待!!

Q なぜ虐待が起こるの？

A 虐待が起こる背景はさまざまで、いくつもの要因が複雑にからみ合っています。「介護疲れ」「虐待する人とされる人との人間関係」「経済的困窮」など、さまざまな原因があります。

虐待されている人の8割は認知症のある人

Q どのような人が虐待されているの？

A 家庭内で起こる高齢者虐待の約8割は「認知症」のある人です。

介護者が認知症を理解できないために、混乱した行動や言動に対して叱りつけることも、虐待につながります。



がんばっている人ほど心配

Q どのような人が虐待をしてしまうの？

A 虐待をしてしまう人の半数以上は、「介護の協力者がいない、ひとりでがんばっている人」です。

介護をひとりで抱え込まないで、勇気を出して相談することが、予防・解決への第一歩です。

先が見えない介護、ひとりで悩まないで一緒に考えましょう。

虐待に気づいたら・・・

Q これは虐待かも・・・？ と思ったらどうすればいいの？

A ひとりで悩まず、どんな小さなことでも裏面の相談窓口にご相談、ご連絡下さい。高齢者虐待の発見者には、通報義務があります。その際、情報提供された個人の秘密は守られます。(注1)

(注1)「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」による(4ページ参照)

高齢者虐待 発見チェックリスト

～ ご家族(介護者)の皆様へ～

虐待は無意識に行われています。一緒に見直してみませんか？



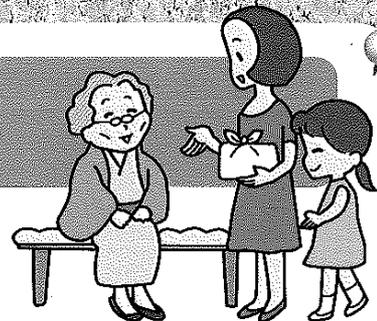
虐待をしている人の半数以上は、「虐待をしている自覚」がありません。
次のことは虐待にあたります。ひとつでもあてはまる方は、勇気を出してご相談下さい。

- たたいたり、つねったり、やけどをおわせたりする。(しつけなどの理由でも不可)
- ベッドから落ちないようにベッドに縛りつける。(他の理由でも不可)
- 徘徊を防ぐためや世間体が悪いなどの理由で、部屋に閉じ込めている。
- 無視したり、ののしったり、怒鳴ったり、悪口を言ったり、子ども扱いなどをする。
- 年金手帳、貯金通帳などを管理し、本人に無断で使っている。または、使わせない。
- オムツを交換しない、受診させない、入浴させない、必要なサービスを利用させない、介護や世話をしない。または、出来ていない。
- 人前でオムツを替えたり、しばらく裸のままにしていることがある。
- 水分や食事を十分に与えていない。空腹時間が長かったり、脱水症状がみられたりする。

～ 地域の皆様へ～

地域で虐待のきざしを見つけてください

あなたのまわりに次のような高齢者や家庭はありませんか？
たとえ、情報に自信がなくてもご連絡下さい。



- 家の中が汚く、ちらかっているようだ。最近ゴミを出していない。
- 高齢者を怒鳴る声などが昼夜を問わず聞こえてくる。
- 最近、高齢者の姿を見かけない。見かけても表情が硬くおびえている。
- 留守番が難しい高齢者がいるのに、介護者が長時間留守にしている。
- 高齢者が、肌を見せないようにしたり、肌を触られるのを嫌がる。
(「あざ」や「やけど」などの傷を隠そうとしている)
- 汚れたままの衣類を着せられている。(家族はきれいな服の場合、特に注意)
- 介護が大変そうだけど、介護サービスを利用していない。
- 訪問者を敷地や家の中へ入れようとしない。高齢者に会わせない。

高齢者虐待防止の法律

高齢者が尊厳を保ち生きていけるように、平成18年4月から「高齢者虐待防止法・養護者支援法（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律）」が施行されています。

この法律では、高齢者虐待防止のため早期発見の重要性が指摘されており、虐待についての通報は義務であるとともに、通報者個人の秘密は守られます。

虐待は誰にも起こりうる身近な問題です。

介護のこと、ご家族のこと、近所のこと、気になること、虐待かも？と思ったら

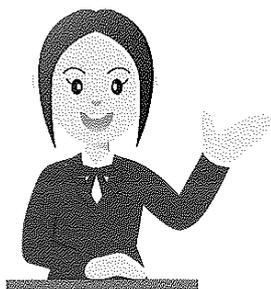
まずは、下記までご相談ください。

虐待を「しない」「させない」「ゆるさない」

みんなで安心して暮らせる岡山市をつくりましょう！

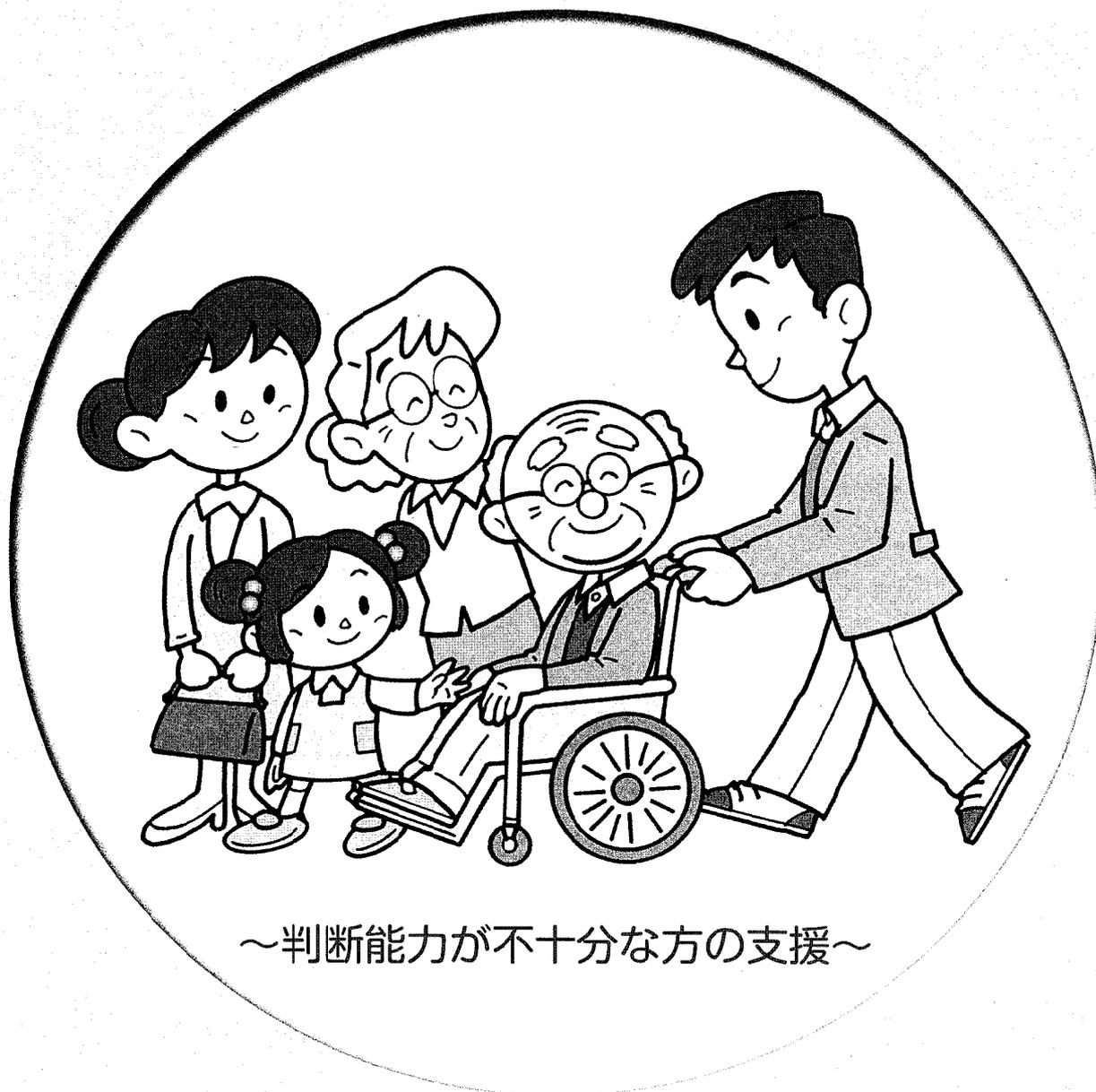
相談窓口

岡山市北区中央地域包括支援センター	（岡山市保健福祉会館内）	TEL(086)224-8755
岡山市北区北地域包括支援センター	（北ふれあいセンター内）	TEL(086)251-6523
御津分室	（岡山市北区役所御津支所内）	TEL(0867)24-4611
岡山市中区地域包括支援センター	（岡山ふれあいセンター内）	TEL(086)274-5172
岡山市東区地域包括支援センター	（西大寺ふれあいセンター内）	TEL(086)944-1866
岡山市南区西地域包括支援センター	（西ふれあいセンター内）	TEL(086)281-9681
岡山市南区南地域包括支援センター	（南ふれあいセンター内）	TEL(086)261-7301
岡山市高齢者福祉課	（岡山市保健福祉会館内）	TEL(086)803-1230



お近くの地域包括支援センター

成年後見制度



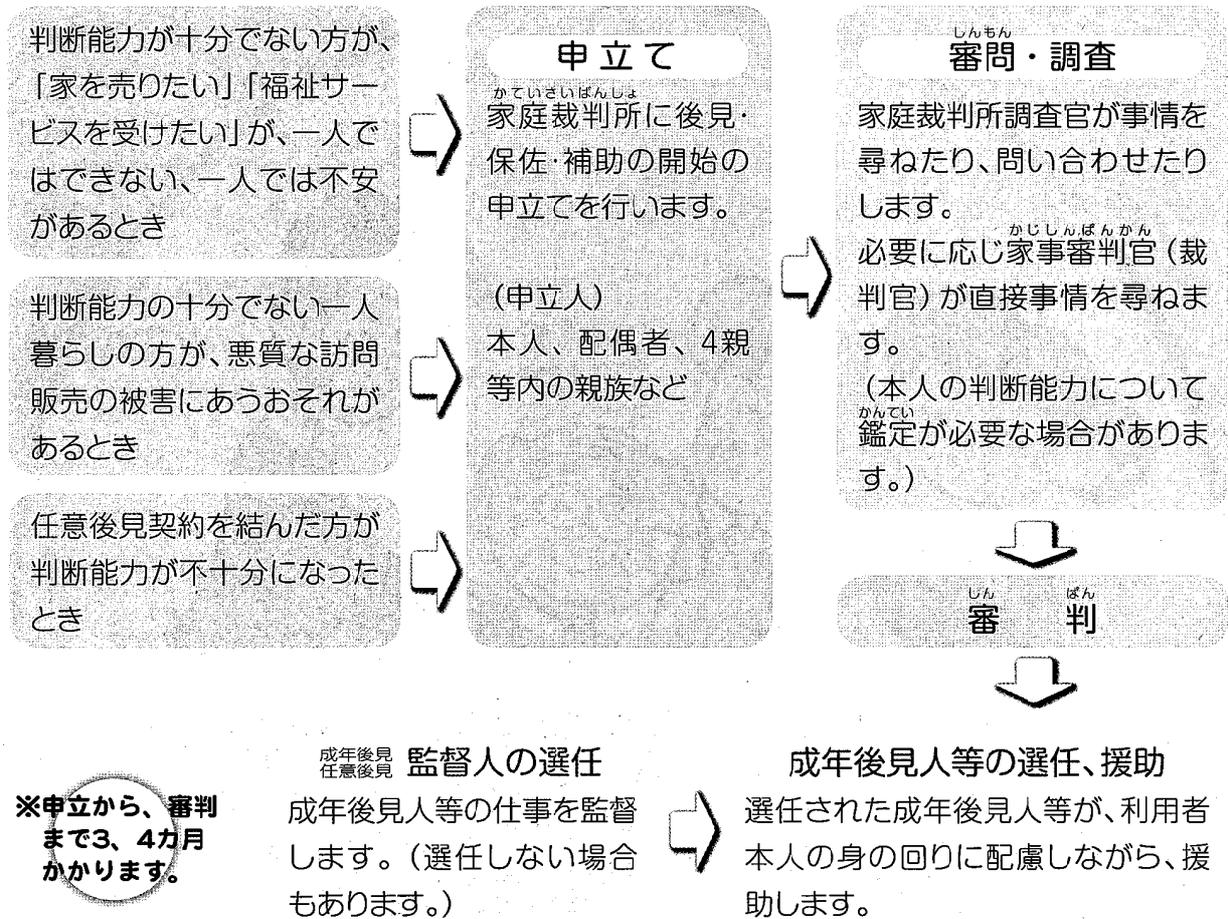
～判断能力が不十分な方の支援～

岡山市
(平成23年9月)

● 成年後見制度とは

成年後見制度とは、精神上の障害により判断能力が十分でない方（認知症高齢者・知的障害者、精神障害者など）の財産管理や介護サービスの利用契約などを、成年後見人等が代わりに行うことにより、このような方の財産や権利を保護し支援する制度です。

手続きの流れ



新しい成年後見制度の特徴は

平成12年4月、民法の一部改正等により、従来の禁治産、準禁治産制度を改め、新しい成年後見制度が実施されました。その特徴は次のとおりです。

- 本人の判断能力に応じて「後見」「保佐」「補助」の3類型に分けられました。
- 「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがあります。
- 複数の後見人、法人の後見人も認められました。
- 戸籍への記載に代えて、「成年後見登記制度」が新しく設けられました。
- 身寄りのない人などのために、市長村長に法定後見開始の審判の申立権が与えられました。

● 法定後見制度とは

- ◎ すでに判断能力が十分でない状態にある方を保護し、支援する制度です。
- 法定後見人は、申立てにより、家庭裁判所が選任します。
- 本人の判断能力の程度により、成年後見人、保佐人、補助人の3種類に分けて選任されます。

	後見	保佐	補助
本人の判断能力	全くない	著しく不十分	不十分
援助者(法定後見人)	成年後見人	保佐人	補助人
申立てに対する本人の同意	不要	不要	必要

- 家庭裁判所に申立てができる人は、本人、配偶者、4親等内の親族などです。
※本人、配偶者、4親等内の親族などの申立てをする人がいない場合等には、市町村長も申立てをすることができます。
- 申立てに必要な費用は、印紙や診断書にかかる費用として1万5千円程度、鑑定料(補助の場合は不要)として5~10万円程度が必要となります。
- 法定後見人への報酬額は、後見事務の内容、資産等を考慮して家庭裁判所が決定します。
- 以前の禁治産宣告などの戸籍への記載に代えて、その内容等は登記所(東京法務局)に登録され、プライバシーが保護されます。
- 家庭裁判所は、必要に応じて「成年後見監督人」等を選任し、後見人等の事務の監督をさせます。

● 任意後見制度とは

- ◎ 現在、判断能力がしっかりしている方が、将来、自分の判断能力が不十分になったときに備えて利用する制度です。
- 将来、自分の後見人になってもらいたい人(任意後見受任者)を自らが選任し、その人と契約をしておきます。
- その契約(任意後見契約)は、公証人が作成する公正証書により作成します。
- 報酬や契約内容などもその契約の中で、本人と任意後見受任者の間で決めます。
契約解除も原則として自由です。
- 判断能力が衰えたとき、任意後見受任者か親族の方が裁判所に申立てを行います。
- 家庭裁判所は、任意後見監督人を必ず選任し、後見人の事務の監督をさせます。

詳しくは、以下の公証人役場にご相談下さい。

岡山公証人合同役場 岡山市北区中山下一丁目2-11 清寿会館ビル5階
電話 222-7537 FAX 232-7080

岡山公証センター 岡山市北区野田屋町一丁目7-17 千代田生命ビル4階
電話 223-9348 FAX 225-5874

● 成年後見制度に関するお問い合わせ

- 相談、申立て手続きの窓口（申立用紙なども置かれています。）

岡山家庭裁判所 岡山市北区南方一丁目8-42 電話 222-6771

- その他の相談窓口

（法律の専門家の方が相談にのってくれます。事前に電話で確認して下さい。）

財団法人 リーガルエイド岡山 高齢者・障害者支援センター

岡山市北区南方一丁目8-29 岡山弁護士会館内 電話 223-7899

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート岡山県支部

岡山市北区富田町二丁目9-8 岡山県司法書士会館内 電話 226-0470

- 岡山市の相談窓口

身寄りが無い等の理由で、申立人がいない場合は、市長が申し立てることもできます。また、市長申立てを行った方で、後見人等の報酬の負担が困難な方に対する助成制度があります。

市役所の相談窓口は下記のとおりです。

（お問い合わせ先） 福祉援護課 電話 803-1216 FAX 235-3711

高齢者福祉課 電話 803-1231

障害福祉課 電話 803-1235

保健管理課 電話 803-1251

各福祉事務所

岡山市北区鹿田町1丁目1-1
岡山市保健福祉会館内

● 日常生活自立支援事業（福祉サービス） 利用援助事業

成年後見制度とは別に、判断能力が衰えた方の日常生活支援として、「日常生活自立支援事業」があります。

- 具体的なサービス内容

- 1 福祉サービスの利用手続きの援助や代行、福祉サービス利用料支払い等
- 2 年金受領手続き、公共料金支払い手続き、それに伴う預金の出し入れなどの日常的金融管理サービス
- 3 預貯金の通帳、年金証書、実印などの預かりサービス

- 利用できる人

福祉サービスの利用について、自らの判断では適切な契約や福祉サービスの利用について不安のある高齢者や障害者の方で、本事業の契約の内容を理解できる方。

- 利用料

標準料金 1時間まで 1,100円（生活保護受給者は無料）

- お問い合わせ先

岡山市社会福祉協議会 電話 225-4051 FAX 222-8621（岡山市北区鹿田町1-1-1）

岡山県「介護サービス情報の公表」制度の仕組み

介護サービスを利用しようとする者等が介護サービス事業者を主体的に選択できるように、その判断に資するための「介護サービス情報」を、比較検討が可能な形でインターネットを通じて提供する仕組み

長寿社会課

平成26年度公表計画の策定

調査指針の策定

①
通知

介護サービス事業者

★介護サービス情報★

介護サービスの内容及び運営状況に関する情報であって、要介護者等が適切かつ円滑に介護サービスを利用することができる機会を確保するために公表されることが必要なもの

—基本情報—

〈例〉

- ・事業所の職員体制
- ・床面積、機能訓練室等の設備
- ・利用料金・特別な料金
- ・サービス提供時間 等

—運営情報—

〈例〉

- ・介護サービスに関するマニュアルの有無
- ・サービス提供内容の記録管理の有無
- ・職員研修のガイドラインや実績の有無
- ・身体拘束を廃止する取り組みの有無 等

—任意情報—

- ・事業所の特色（従業者等の特色、サービスの内容等に関する自由記述）
- ・県独自項目（成年後見制度への配慮、地産地消、人権擁護研修、非常災害訓練等に係る自由記述）

①
通
知

②
事
業
者
が
報
告

国が一元管理する新システム
を活用して公表（平成24年度から）

※調査指針に基づき
調査を実施する。
※面接調査に加え、県
において適正に実施で
きると判断する方法で
行う。

県
民
局
が
調
査
※

②事業者からの報告

- 1 原則、インターネットによる報告
- 2 1が出来ない場合は、調査表に記入後、県民局へ提出

各事業所を所管する県民局

受 理

確 認

③
県
が
公
表

利用者又はその家族等

「介護サービス情報」に基づく比較検討を通じて、自ら主体的に介護サービス事業者を選択

岡山県「介護サービス情報の公表」制度における調査に関する指針

「介護サービス情報の公表」制度については、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の35第3項及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第115条の35第3項の規定による調査の実施に当たって、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の47の2の規定により、県の調査指針を定める。

1 調査実施の指針

調査は、原則、下記の場合に行うこととする。

(1) 事業者自らが調査を希望する場合

ただし、調査希望事業所に対しては、当該年度の県の実地指導を優先的に実施し、実地指導と同時に調査をすることとする。

また、外部評価が義務付けられている地域密着型サービス事業所や福祉サービス第三者評価を定期的に行っている事業所については、調査を行わないこととする。

(2) 公表内容について、利用者等から通報があり、調査において内容確認が必要であると判断される場合

(3) 報告内容に虚偽が疑われる場合

(4) 県所管事業所・施設について新規指定後初めて実地指導を行う場合

2 調査の効果的実施

調査を効果的に実施するために、上記1の(1)は、調査を希望する旨を毎年度5月末までに、各事業所を所管する県民局へ連絡してきた場合に限り実施する。

また、県が指定権限を有しない事業所（指定都市等が指定する事業所又は市町村が指定する地域密着型事業所）に対しても調査をすることができるが、調査を実施する必要がある場合には、該当の指定権者に適宜情報を提供し、連携の上、適正な調査を行うこととする。

附則（施行期日）

この指針は、平成24年10月1日から施行する。